



駒ヶ岳を望む、
海と温泉(いで湯)のまち

鹿部町

暮らしの便利帳

SHIKABE TOWN LIFE GUIDE BOOK

鹿部町ガイド

わが街情報満載
観光・特産品など

行政ガイド

鹿部町民の
インフォメーション

生活ガイド

医療機関・
暮らしの情報

新庁舎
開庁
記念版



鹿部町ガイド 🔍 4

鹿部町庁舎
フロア案内 🏢 6

防災・救急 🔥 8

届出・証明 📄 11

税金 💰 14

保険・年金 ❤️ 15

福祉・健康 ♿ 17

子育て・教育 👨‍👩‍👧 19

生活・環境 🗑️ 22

就労 👤 24

鹿部町役場

tarako

〒041-1498

北海道茅部郡鹿部町
字鹿部252番地1

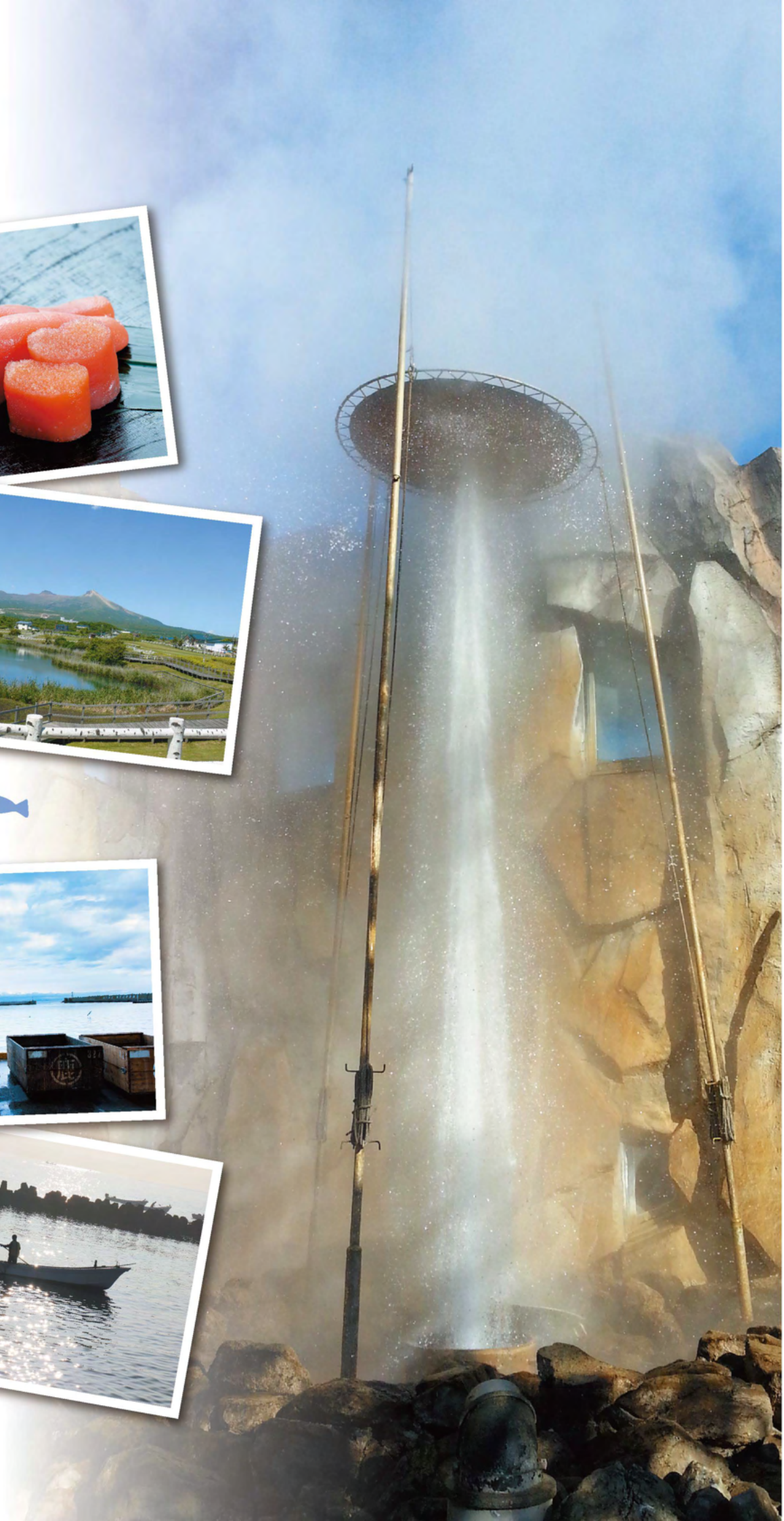
☎ 01372-7-2111

🌐 <http://www.town.shikabe.lg.jp/>

鹿部町
暮らしの便利帳
電子書籍



パソコンや
スマートフォン
でもご覧いただけ
ます。



発刊にあたって

本町では、「きらめく海・駒ヶ岳 うるおいの湯郷」を基本構想のまちづくりテーマとして、水産業や地元企業を守り抜くために各種支援事業の継続、充実を図り、併せて子育て負担ゼロへの挑戦や地域公共交通の充実を図りながら、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を推進しております。また、道の駅を拠点とした観光事業やふるさと納税事業にも力を注ぎ、稼ぐ自治体、稼げる地域を意識しながら、生産から消費までの全てを顔の見える「かたち」で繋ぎ、皆で支え合い、地域で「お金」や「ありがとう」がぐるぐると回る、町民一人ひとりが主役の地域循環型経済の構築に向けて取り組んでおります。今後とも町民皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



鹿部町長 盛田 昌彦

さて、この度、町民皆様の暮らしに役立つ情報を1冊にまとめた「鹿部町暮らしの便利帳」を株式会社サイネックスとの協働事業により発刊いたしました。

この冊子は、役場窓口での各種手続きをはじめ、防災情報や観光情報など、住民の皆様に必要な情報を網羅しております。是非とも皆様のお手元に保管し、ご活用いただけることを願っております。

最後になりますが、発刊にあたり広告主としてご協力いただきました多くの団体・事業者の皆様へ心からお礼を申し上げます。

人口・世帯・面積 (令和3年4月1日現在)		町のシンボル			
人口 男1,796人 計3,783人 女1,987人	世帯 1,875世帯	面積 110.63km ²	 町の花 つつじ	 町の木 ななかまど	 町章

広告

特定建設業



代表取締役 西村 昌一
 森町字砂原西4-220-12
 TEL 01374-8-2137
 FAX 01374-8-3001

地域を確かな技術で支える。

株式会社 西村鉄建工業

鹿部商工会

会長 吉 康郎

〒041-1402
北海道茅部郡鹿部町字鹿部130-1
TEL:01372-7-3344 FAX:7-3514
E-mail:ss@shikabe.net



HP QRコード

詳細はホームページへ <http://shikabe.net>

HAIR SALON HARU



TEL 080-4502-4925
営業時間 9:00~18:30
定休日 不定休
住所 鹿部町字宮浜320-2

鹿部町 美容室 HARU

車

車検 整備 钣金 塗装 損害 保険

のことならお任せください!!

あいおいニッセイ同和損害保険(株) 代理店

有限会社 鹿部自動車工業

〒041-1403 茅部郡鹿部町字宮浜276-1
TEL 01372-7-2047 FAX 01372-7-2017

●土木建築工事及び飲食業 ※特定建設業 北海道知事許可 道第04197号
●水道施設工事(給水管設置工事) ※農水道 第27-1号
●一般貨物自動車運送業・貨物軽自動車運送業 ※北自貨193号
●産業・一般廃棄物収集運搬業 ※許可番号第129935号



特定建設業

株式会社 巨栄

代表取締役 佐藤 てつ

本社 〒041-1403 茅部郡鹿部町字宮浜90 TEL 01372-7-5162 FAX 01372-7-5162

ハチの巣・白アリ・ 害虫駆除承ります。

お気軽にご相談
ください!!

代表取締役 佐藤 てつ

お食事処 カールス君の家

茅部郡鹿部町字鹿部31-5

鹿部町産の取「道の駅しかべ開成泉公園」の向かい、オレンジ色の外観が目玉の「カールス君の家」。夏の香がいつぱいの鹿部ラーメンや鹿部産の海鮮づくしの鹿部海鮮丼が人気メニューです。その他、塩・醤油・味噌ラーメン・刺身定食などございますのでお気軽にお越しください!!



鹿部ラーメン 鹿部海鮮丼

鹿部町暮らしの便利帳



▶発刊にあたって 1

🔍 鹿部町ガイド 4

▶鹿部町の概要 4

🏢 鹿部町庁舎 フロア案内 6

▶鹿部町庁舎 フロア案内 6

🔥 防災・救急 8

▶気象庁が発表する警戒レベルについて 8

▶消防・救急・医療 10

📄 届出・証明 11

▶届出 11

▶印鑑登録 12

▶マイナンバーカード交付申請 12

▶各種証明書発行(手数料) 13

👤 税金 14

▶税金の種類・納期について 14

👤 保険・年金 15

▶国民健康保険(国保) 15

▶後期高齢者医療制度 16

▶国民年金 16



福祉・健康 17

- ▶ 介護保険制度 17
- ▶ 障がい者福祉 18
- ▶ 住民健診 18

子育て・教育 19

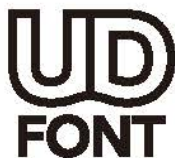
- ▶ 子育て支援 19
- ▶ 子どもの予防接種 21

生活・環境 22

- ▶ ごみ 22
- ▶ 家庭用生ごみ減容化容器等購入費補助 23
- ▶ 飼い主の手続き 23
- ▶ 水道の手続き 23
- ▶ 公営住宅 23
- ▶ 空き家バンク 23
- ▶ 除雪 23

就労 24

- ▶ 鹿部町地域就労サポートセンター 24



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

鹿部町の明るい未来に貢献する
総合建設業

吉建設株式会社

代表取締役 吉 康郎

〒041-1402 北海道茅部郡鹿部町字鹿部45
TEL 01372-7-2101 FAX 01372-7-2103

明るい暮らしを
確かな技術で支える

有限会社 平和電気商会 代表取締役 平井 常和

本社 〒041-1403 茅部郡鹿部町字宮浜261番地7号
TEL 01372-7-3831 FAX 01372-7-8585

岡部営業所 〒041-0808 北海道岡部市栲皮1丁目4番60号
TEL 0138-83-8171 FAX 0138-83-8172

株式会社 滝野電機

〒041-1403 鹿部町字宮浜38-1
TEL 01372-7-3535 FAX 01372-7-3596
WEB <https://r.goope.jp/takino-denki/>

鹿部町漁業の未来に向けて!

噴火湾の豊かな水産資源とともに

取扱品目

タラコ、イクラ、干物、ホタテ製品、助赤鯿、
タコ、イカ、サバ、イワシ、ブリ、カレイ類、
鮭鮓、ツブ、鮮魚・冷凍魚全般、餌料、氷



〒041-1404 鹿部町字本別27番地5
TEL 01372-7-6688 FAX 01372-7-6622



〒041-1404 鹿部町字本別408番地
TEL 01372-7-2288 FAX 01372-7-2299

随時、従業員を募集しています!!



屋根の事ならお気軽に
ご相談ください!!

■屋根工事 ■板金工事 ■金属系サイディング工事 ■外壁工事

武藤 有限会社 一般建築業 北海道知事許可
渡 第00684号

武藤 事務所

鹿部町字鹿部96 TEL/FAX 01372-7-2058

しかべ名物

煮たこ たらこ

販売しておます!!

丸宮水産株式会社

TEL:01372-7-2004

鹿部町字宮浜235

一印は おしらの印

北海道噴火湾産たらこ・味付きたらこ・お刺身用ホタテ・ポイルホタテ・穂鱈の販売

一印 高田水産 直売所

エネオス前の交差点を
南に直進し一印高田水産
直売所があります!

有限会社 一印 高田水産
鹿部町字本別15 TEL 01372-7-2013

直売所営業時間 ■月~土曜日 9:00~17:00 ■日曜日 不定期営業 ■休業日 不定休

北海道鹿部町 **こつぶちゃん** Scallop Baby

加熱調理用

たらこ、ポイルホタテの製造・販売

有限会社 ヤマジュウ佐藤水産

〒041-1404 茅部郡鹿部町字本別300
TEL 01372-7-2012 FAX 01372-7-3721

鹿部町の概要

鹿部町は北海道の南端渡島半島の東部駒ヶ岳山麓の一角に広がり、北海道の表玄関函館空港から車で約60分の距離にあり、東経140度49分、北緯42度02分に位置し、東西16.5km、南北19km、面積110.63平方キロメートルの基幹産業が漁業の町です。

町名の由来

アイヌ語「シケルペ」が町名の由来。「シケルペ」とは「キハダ(一名シコロ)のある所」の意で、イナウ(神祀る木幣)・薬用・染料他に使う貴重な木であるキハダが多い事からそう呼ばれ、後に転訛して「鹿部」となりました。



特産品

通年 **鹿部たらこ**

噴火湾で揚がったスケトウダラからとれた卵を使用した、鹿部たらこは一粒一粒がプチプチとしっかりしておりますが全体的になめらかな口当たりが特徴です。使用している卵自体に旨味があり、お子様からお年寄りまで大人気の逸品です。

白口浜真昆布

鹿部町から南矢部沿岸でしか取れない真昆布で、切り口が白いのが特徴です。江戸時代から幕府に上納するおあがり昆布(献上昆布)として、本州に運ばれた最高級品。上品な香りと甘味たっぷりの出汁がとれます。町内各所で昆布が干されている光景は鹿部の夏の風物詩です。

噴火湾湾口ホタテ

山々から流れ込む栄養が豊富な噴火湾で育ったホタテは、繊維質が少なく、噛むと甘みの強い濃厚な味わいが楽しめます。



観光

道の駅
しかべ間歌泉公園

【間歌泉入園】
大人:300円 小中学生:200円
未就学児:無料 団体料金あり
町民料金 高校生以上:100円
中学生以下:無料
TEL 01372-7-5655
FAX 01372-7-7733



通年

通年



【三味線滝】

通年



【鹿部温泉】

その他の観光スポット



【鹿部公園】



【ひょうたん沼公園】

イベント

しかべ海と
温泉(いでゆ)のまつり

「しかべ海と温泉(いでゆ)のまつり」は、毎年8月第3土曜日に開催される鹿部町最大のイベントです。

海の魚のミニ水族館やカッター競漕大会、大ピンゴ大会など盛りだくさんの内容で、町内はもちろん町外からもたくさんの人にお越し頂き毎年大変にぎわいます。

まつりのハイライト、道南最大級を誇る大花火大会は光の大輪が噴火湾を染めていきます。

しかべ海と温泉のまつり事務局
TEL 01372-7-3344 FAX 01372-7-3514

鹿部稲荷神社例大祭

7月
7日~9日



毎年7月の7日が宵宮祭、8日が神輿渡御祭、9日が本祭と三日間に亘り盛大に斎行されます。宵宮祭、本祭には国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民族文化財」また北海道の無形民俗文化財の指定を受けている「松前神楽」を奉奏します。

鹿部稲荷神社:TEL 01372-7-2149 FAX 01372-7-2183

広告

広告

出光 出光興産株式会社特約店
有限会社 角十 松川商店

代表取締役 松川 雅紀



〒041-1403 茅部郡鹿部町字宮浜66
TEL 01372-7-2065 FAX 01372-7-3143



鹿部町の特産品であるたらこや、ウニ、ほたて、軽石干し魚などの加工品の製造・販売をしております。

詳細は当社ホームページへ
<https://funabashisyouten.com>
E-mail
funabashisuisan@syd.odn.ne.jp

イリエ 鹿部の海の幸を皆さまに届けます!!

株式会社 全船橋商店

〒041-1402 茅部郡鹿部町字鹿部68
TEL 01372-7-2010 FAX 01372-7-2865



たらこ、辛子明太子、噴火湾のホタテ

有限会社 高村商店

〒041-1403 北海道茅部郡鹿部町字宮浜36-1
TEL 01372-7-3824 FAX 01372-7-3097
WEBはこちら→ <https://www.takamura-shoten.com>

JF 鹿部漁業協同組合

〒041-1403 北海道茅部郡鹿部町字宮浜323番地

TEL 01372-7-2311 FAX 01372-7-3610

E-mail : shikabe-jf@opal.plala.or.jp





鹿部町庁舎 フloor案内



広告

給排水衛生設備工事の設計・施工

冷暖房空調設備工事の設計・施工

浄化槽設備工事の設計・施工・管理



渡島設備工業株式会社

代表取締役 林崎 義弘

〒041-1404 北海道茅部郡鹿部町字本別530-271

TEL 01372-7-2950 FAX 01372-7-3135

E-mail:osima@oregano.ocn.ne.jp

冷暖房・給排水・トイレ等の
衛生空間の設計施工 &
水廻りの各種修理



昭栄設備工業(株)

本社 〒041-0806 北海道函館市美原3丁目38番31号

Tel.0138-46-1659 Fax.0138-46-1837

〈ISO本社取得〉

樹木伐採・整地・草刈り・薪販売

有限会社 川村産業

代表取締役 川村 文明

〒041-1403 北海道茅部郡鹿部町字宮浜338-26

TEL/FAX 01372-7-2174



2階

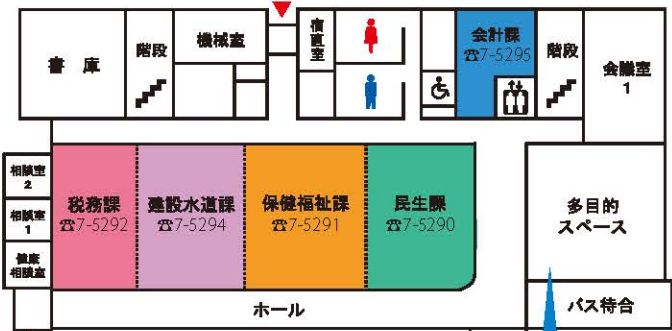
■大会議室

災害時には災害対策本部として活用でき、移動間仕切壁で仕切ることのできる2つの会議室としても利用可能です。



■防災対策室

火山・気象・道路などのシステムや監視機器を集約することで災害時の状況把握を迅速に行うことができます。



1階

■多目的スペース

町民の憩いの場となり、移動間仕切壁で仕切ることのできる期日前投票などにも利用可能な空間となります。



広告

ISO90001:ISO14001 認証登録



地域に根差す建設業
未来を建設

地域貢献の道を拓く

特定建設業 株式会社

代表取締役社長

森川組

森川 基嗣

本社/函館市海岸町9番23号

札幌支店/札幌市北区北10条西1丁目10-1 MCビル3階

TEL.0138-41-3126(代表)

TEL.011-769-9008

FAX.0138-42-6000

FAX.011-737-2060

DRB災害支援基地ネットワークを通じて、
地域に密着した貢献を実践します。





広告

■非常用発電機

緊急時にも業務が継続できるように非常用発電装置を備えています。



4階



エンジンオイル交換や
各種メンテナンス、車検など
ご相談ください。

TEL.01372-7-3900
FAX.01372-7-3938

ハイブリッド車対応
一般自動車整備士在籍



有限 菅野自動車工業
会社

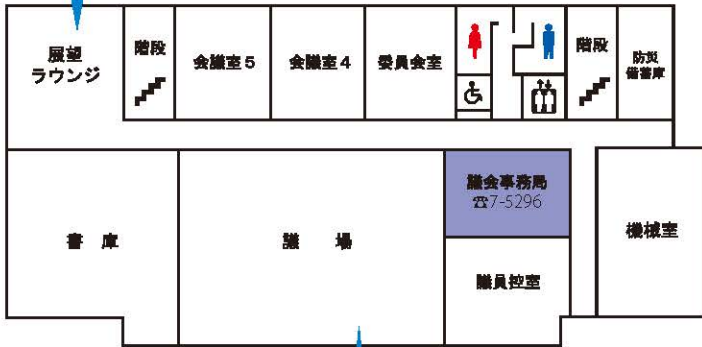
北海道運輸局認証整備工場
鹿部町字本別377-2



鹿部町庁舎フロア案内

■展望ラウンジ

駒ヶ岳と海への眺望が美しく、休憩スペースとして利用できます。



■議場

壁や天井は、道南杉を使用し、異なる幅をランダムに貼り合わせることで、軽石のようなリズムカルな表情としています。



3階



有限会社 清水石油

〒041-1402
茅部郡鹿部町字鹿部100-71
TEL.01372-7-2146
FAX.01372-7-2147



広告

— 特定建設業 —

梶原電気工業株式会社

〒041-0824 函館市西桔梗町825番地の12
TEL 0138-49-9300
FAX 0138-49-9333

鹿部営業所 茅部郡鹿部町字鹿部192番地の1
TEL 01372-7-5220
FAX 01372-7-5221

地域とともに、人間と自然のより良い調和をめざして。



星組渡辺土建株式会社

Hoshigumi Co., Ltd

代表取締役 渡辺 洋司

〒049-2311 北海道茅部郡森町字上台町1番地
TEL 01374-2-2375 FAX 01374-2-2295
<http://www.hoshigumi.co.jp>





気象庁が発表する警戒レベルについて

☎ 総務・防災課 ☎7-2111

気象庁が発表する警戒レベルは、北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベルと大雨や土砂災害などの水害発生が予想される際の警戒レベルと2種類あります。以下にその違いについてお知らせします。

① 北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベル

北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベルは、下の表のとおりです。
5段階のうち、レベル4で、高齢者などの避難、レベル5で避難指示が発令されます。

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれぞれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難などが必要。	・大噴火が発生し、火砕流が居住地域に到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積。 昭和4年の大噴火(1929年)の事例 1929年6月17日10時頃～24時頃:大噴火、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積、火砕流が山麓(火口から最大8km程度)まで到達 ・顕著な地殻変動等により、大噴火の発生が切迫している。 過去事例 観測事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者などの避難等が必要。	・小噴火が長時間継続または断続的に発生、あるいは火山性微動の増大等により大噴火の発生が予想される。 昭和4年の大噴火(1929年)の事例 1929年6月17日未明:小噴火が断続的に発生
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・小噴火が発生し、山頂火口原内に大きな噴石が飛散。 昭和4年の大噴火(1929年)の事例 1929年6月17日00時30分頃:最初の小噴火 その他の過去事例 2000年9月～11月:小噴火、大きな噴石が山頂火口原内に飛散 1998年10月25日:小噴火、大きな噴石が山頂火口原内に飛散 1996年3月5日:小噴火、大きな噴石が山頂火口原内に飛散 ・火山性微動発生、地震活動や熱活動の活発化等により、小噴火の発生が切迫している。 過去事例 2000年7月19日～21日、8月7日～9日:噴煙活動の活発化
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	・地震活動や熱活動の高まり等により、小噴火の発生が予想される。 過去事例 1990年4月3日、6日～7日:火山性地震多発、火山性微動発生 1983年6月13日:連発型の地震発生
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山に留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
 注2) 大噴火とは、噴煙が1万m以上上がり、火砕流が居住地域まで到達し、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積するような噴火である。
 注3) 小噴火とは、噴煙が数百mまで上がり、大きな噴石が山頂火口原内に飛散するような噴火である。
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

広告

めざすのは、地域に根ざした企業です。



KUDO Construction Co., Ltd.

工藤建設株式会社

代表取締役 工藤 誠治

本社 北海道茅部郡森町字常盤町90番地 TEL 01374-2-2218 FAX 01374-2-2903 ホームページ

函館支店 北海道函館市美原5丁目47番15-1号 TEL・FAX 0138-46-6938




② 水害発生が予想される際の警戒レベル

各地で大雨による川の氾濫、土砂災害による災害が発生する恐れがある場合、下の警戒レベルが発表されます。北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベルと異なり、5段階のレベル4で避難指示が発令されます。この段階で、町民は避難を完了することが求められます。

そして、レベル5では、すでに災害が発生し、避難することが危険なため、屋内の安全な場所で命を守る行動をとってください。

警戒レベル	町の情報や対応	皆さんのとるべき行動	気象庁などの情報
1	職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報(警報級の可能性)
2	連絡要員を配置 発令判断体制を準備	ハザードマップなどで行動を確認しましょう(危険な区域や避難場所などを再確認)	大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、氾濫注意情報
3	高齢者等避難	高齢者などは速やかに避難しましょう(土砂災害警戒区域などや急激な水位上昇のおそれがある河川沿いに居住の方は、避難準備が整い次第、避難開始しましょう)	大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報
4	避難指示	避難を完了しましょう(道路冠水などで既に避難が困難となっている可能性があります。この状況になる前に避難を完了しましょう)	土砂災害警戒情報、高潮警報、高潮特別警報、氾濫危険情報
5 危険大	緊急安全確保	災害が既に発生しています。命を守るための最善の行動をとってください	大雨特別警報、氾濫発生情報

町からの発令に留意しつつ、必要だと感じたら「避難指示」が出なくても早めの避難行動をとりましょう。

自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

防災情報

災害時には、町から各種情報を提供します。また、皆さんからの情報も速やかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約などは不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざというときのため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分
- 水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品
- ラジオ・懐中電灯
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
- オムツなどの生活用品
- 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

防災情報

- 北海道防災情報メール配信
あらかじめ登録した携帯電話のメールアドレスに気象情報や避難情報を送信
<http://i.bousai-hokkaido.jp>
- 緊急速報メール(エリアメール)
NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのサービスを利用し、町内にいる携帯ユーザーに対し、災害情報を配信します。
- 町ホームページ
<http://www.town.shikabe.lg.jp/>
- Wi-radio(ワイラジオ)
コミュニティFM 77.6MHz
- 防災行政無線
聞き逃したときは再生スイッチで確認することができます。



防災・救急



通報は**119番**にあわてず、正確に！！

火事のとき

火事や救急のときは119番

火事です！
(家・山)が
燃えています。



私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

住所は、〇〇町
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

※アパートの場合、名称と〇階の〇号室ということも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物など)を伝えてください。

救急車
の呼び方

119番通報をすると、指令員が救急車の出動に必要なことを、順番にお伺いします。
緊急性が高い場合は、すべてお伺いする前でも救急車が出動します。
あわてず、ゆっくりと教えてください。

- 1 救急であることを伝える 2 救急車に来てほしい住所を伝える 3 具合の悪い方の症状を伝える 4 具合の悪い方の氏名、生年月日を伝える 5 あなたのお名前と連絡先を伝える



※その他、詳しい状況、持病、かかりつけ病院等について尋ねられることがあります。答えられる範囲で伝えてください。
※上記に示したものは一般的な聞き取り内容です。

町内の医療機関・歯科医療機関一覧

内科	しかべ内科診療所	鹿部町字鹿部100番地	TEL:7-3399
内科・放射線科	渡島リハビリテーションセンター診療所	鹿部町字鹿部258番地7	TEL:7-3321
歯科	岩井歯科医院	鹿部町字鹿部147番地7	TEL:7-3850

休日当番医のご案内

休日当番医については新聞等で確認するか、北海道救急医療情報案内センター(☎0120-20-8699(フリーダイヤル))へお問い合わせください。





届出・証明

届出

民生課 ☎7-5290

戸籍の届出

出生届		手続きに必要なもの
届出の期間	生まれた日から14日以内 (誕生日を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●出生証明書(出生届と同じ用紙) ●届出人(父又は母)の印鑑 ●母子健康手帳 ●国民健康保険被保険者証(加入者のみ) 
届出をする人	父または母	
死亡届		手続きに必要なもの
届出の期間	死亡の事実を知った日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡診断書(死亡届と同じ用紙) ●届出人(親族)の印鑑
届出をする人	親族・同居者など	
婚姻届		手続きに必要なもの
届出をする人	婚姻する二人	<ul style="list-style-type: none"> ●二人の印鑑 ●窓口に来る方の身分証明書 ●戸籍謄本(本籍地が鹿部町以外の人) ●証人(二十歳以上の方)2名の署名が必要
離婚届		手続きに必要なもの
届出をする人	戸籍筆頭者、配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●二人の印鑑 ●戸籍謄本(本籍地が鹿部町以外の場合) ●身分証明書 ●証人(二十歳以上の方)2名の署名
転籍届		手続きに必要なもの
届出をする人	戸籍の筆頭者および配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍謄本(町内で変更する場合は必要ありません) ●印鑑(筆頭者と配偶者は別々のもの)

※戸籍に関する届出の記入についてご不明な点がある方は、あらかじめ民生課・戸籍係(直通7-5290)までお問い合わせください。

住民登録の届出

●必ず必要なもの
○該当する方のみ必要なもの

転入届		手続きに必要なもの
どんなときに するのか	他の市町村から鹿部町 に転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●転出証明書 ●身分証明書 ●マイナンバーカード ○障害者手帳(身体・知的・精神) ○介護保険受給資格証明書 ○負担区分証明書 (後期高齢者が道外から転入の時) 
届出期間	町内に転入した日から14日以内	
転出届		手続きに必要なもの
どんなときに するのか	鹿部町から他の市町村 に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●身分証明書 ●マイナンバーカード ○防災無線 ○印鑑登録証(カード) ○国民健康保険被保険者証 ○後期高齢者医療被保険者証 ○乳幼児医療費受給者証 ○重度心身障害者医療費受給者証 ○介護保険証 ○ひとり親家庭等医療費受給者証 <p>※これらの書類を持参し、転出証明書の交付を受けて下さい。</p>
届出期間	町外へ転出する前 にあらかじめ	
転居届		手続きに必要なもの
どんなときに するのか	町内で住所が変わった とき	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●身分証明書 ●マイナンバーカード ○国民健康保険被保険者証 ○防災無線 ○後期高齢者医療被保険者証 ○介護保険証 ○乳幼児医療費受給者証 ○重度心身障害者医療費受給者証 ○ひとり親家庭等医療費受給者証
届出期間	転居をした日から14日 以内	
世帯届		手続きに必要なもの
どんなときに するのか	世帯が変わったとき 世帯を分けたとき 世帯を一緒にしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●身分証明書 ○国民健康保険被保険者証 
届出期間	変更した日から14日以内	

※代理人が届出する場合は委任状が必要です。



届出・証明

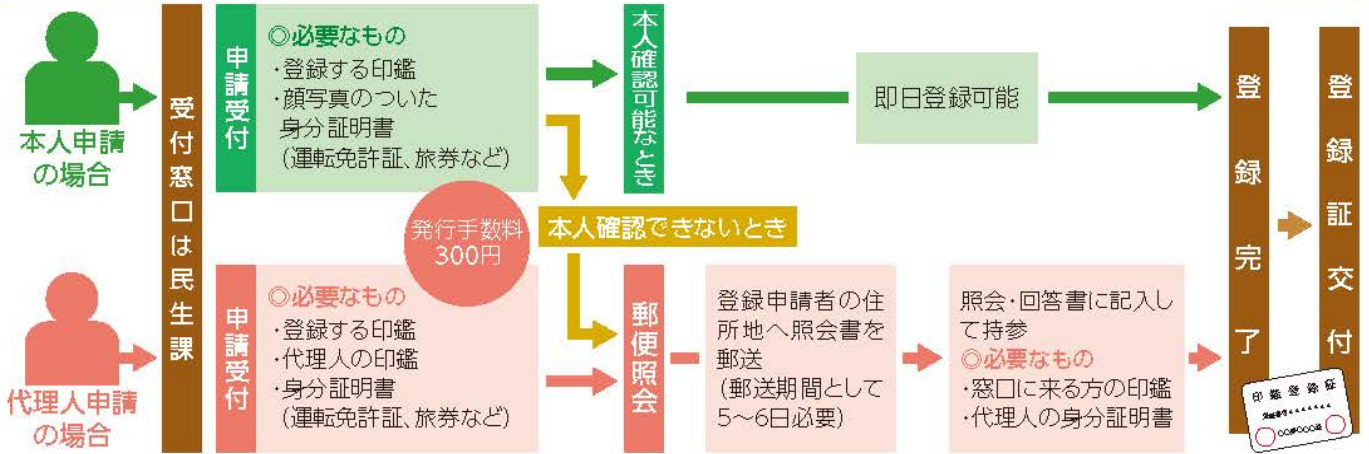


誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



届出・証明

マイナンバーカード交付申請

問 マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-20-0178

マイナンバーは一つとして同じ番号はなく、一人一人が固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。申請にはさまざまな方法があります。

申請・受取方法	
地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請書受付センターへの郵送による申請	①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入 ②送付用封筒に入れて郵便ポストに投函 ③役場民生課窓口で受取
パソコンによる申請	①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存 ②交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信 ③役場民生課窓口で受取
スマートフォンによる申請	①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影 ②交付申請書のQRコードを利用して交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信 ③役場民生課窓口で受取
役場窓口での申請	①役場民生課窓口で書類に必要事項を記入 ②タブレットで顔写真を撮影して送信 ③役場民生課窓口又は本人限定郵便で受取

個人番号カード

イメージ(表)

イメージ(裏)

※役場窓口にお越しの際は、身分証明書を持参ください。

広告

建築・家庭金物の店
ホームプラザ ねもと

有限会社 根本 鹿部町字鹿部128
TEL 01372-7-2033

真心・誠意のご奉仕は

根本葬祭

葬儀のことなら、お気軽にご相談ください

TEL 01372-7-2033
FAX 01372-7-2997



各種証明書発行(手数料)

② 交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	1点確認書類	2点確認書類
証明書類の名称	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●マイナンバーカード(写真付) ●官公庁の身分証明書(写真付) ●パスポート ●障害者手帳 ●職員との面識 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険証 ●年金手帳 ●年金証書 ●社員証 ●診察券 ●学生証 ●身分証明書(上記以外)
戸籍関係	上記のうち1点で確認	上記のうち2点で確認
住民票 マイナンバー申請・交付 関係	上記のうち1点で確認	上記のうち2点で確認

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

② 戸籍・住民票関係の発行

☎ 民生課 ☎7-5290

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 ・本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。 ※窓口に来られる方の本人確認書類をご持参ください。 ●戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要 ●第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	
改製原謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 300円	
身分証明書	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※本籍地の市区町村で発行します。

② 税関係の証明書の発行

☎ 税務課 ☎7-5292

証明書の種類	手数料	証明内容
町民税	所得証明書	1年分につき300円 所得金額の証明
	所得・課税証明書	1年分につき300円 所得金額、所得控除及び税額の証明
	非課税証明書	1年分につき300円 課税されていない証明
固定資産税	評価証明書	1筆 300円 資産の評価額の証明
	公課証明書	1筆 300円 課税標準額、税相当額の証明
	名寄台帳	無料 納税義務者の資産の一覧
納税	納税証明書	1年分につき300円 納められた税額の証明
	軽自動車税(車検用)	無料 軽自動車税の滞納がないことの証明

※税関係の証明書を申請する場合は、事前に税務課へご相談ください。



届出・証明





税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 税務課 ☎7-5292

税金の種類	納税義務者	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆さんに負担いただく税金です。 1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方			1期		2期		3期		4期			
		給与からの特別徴収：毎月											
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
(家屋敷課税)	鹿部町内に事務所、住宅、別荘などを有しており、鹿部町以外の市町村に住民登録がある個人に対して、町道民税(個人住民税)の均等割を負担いただく税金です。 1月1日現在、鹿部町内に事務所、住宅、別荘などを有しており、鹿部町以外の市町村に住民登録のある方			全期									
固定資産税	固定資産(土地・家屋・償却資産)の資産価値に応じて、所有している方に対して負担いただく税金です。 1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する方		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して負担いただく税金です。 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)、二輪の小型自動車を所有する方	全期											
国民健康保険税	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします。 世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります。			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											

☎ 国税・道税についてのお問合せは

項目	問合せ先		
道税について	法人事業税、法人道民税	札幌道税事務所 税務管理部	☎011-204-5083
	不動産取得税	渡島総合振興局 課税課	☎0138-47-9441
	自動車税	課税に関すること 札幌道税事務所 自動車税部 納税に関すること 渡島総合振興局 納税課	☎011-746-1190 ☎0138-47-9448
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	函館税務署	☎0138-31-3171	

☎ 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる方の本人確認できるものをお持ちください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P13





保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない方が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなでお金を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

👉 こんなときは届出を

📞 民生課 ☎7-5290

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、民生課窓口へ14日以内に届出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	●印鑑 ●転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	●印鑑 ●母子健康手帳 ●領収書 ●出産育児一時金の医療機関直接支払制度合意文書 ●世帯主の通帳
国民健康保険を脱退するとき	職場の健康保険に加入したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●加入した健康保険の保険者証
	死亡したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●喪主がわかるもの ●世帯主の通帳
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	●印鑑 ●本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●在学証明書など

※届出の際は、身分証明書(運転免許証など)と個人番号(マイナンバー)が分かるものをお持ちください。

👉 国民健康保険税

📞 税務課 ☎7-5292

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

所得割

世帯の加入者の所得に応じて計算

均等割

世帯の加入者の人数に応じて計算

平等割

一世帯当たりで計算

⚠️ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。



保険・年金



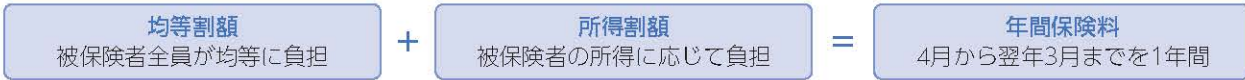
被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月中旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。



年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

国民年金

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者

 第1号被保険者	 第2号被保険者	 第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ● 自営業者 ● 自由業者 ● 農林漁業従事者 ● 学生 	厚生年金や共済組合に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> ● 会社員 ● 公務員 	第2号被保険者の被扶養配偶者 <ul style="list-style-type: none"> ● 会社員の妻(夫) ● 公務員の妻(夫)

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



👉 こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。
会社など退職したときや厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき、年金を受けていた方が死亡したときなど、届出が必要となります。

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。





介護保険制度

問 保健福祉課 ☎7-5291

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

介護保険に加入する方(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者
65歳以上の方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号被保険者
**40歳以上
65歳未満の方**

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

鹿部町(保険者)

申請内容に基づき、介護保険認定と支給決定を行います。

- 制度の運営
- 要介護認定調査の実施
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

要介護認定の申請・保険料の納付

被保険者証の交付・要介護認定

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



福祉・健康

広告

社会福祉法人 渡島福祉会

鹿部258-7

渡島リハビリテーションセンター TEL.01372-7-3321



障害者支援施設 介護老人福祉施設 通所介護事業所
居宅介護支援事業所 診療所

<http://www.oshima-rehabili.com>

募

集

正・准看護師
介護員(未経験者可)

施設利用者
随時受入中



障がいのある方の福祉サービス

障がい福祉サービスの利用、および障がい者手帳の取得については、保健福祉課へ。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	こんな時は届出を！
<p>身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。</p>	<p>知的な障がいがあり、北海道の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA、Bがあります。</p>	<p>精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住所、氏名、保護者が変わったとき ●手帳を紛失、破損したとき ●障がい程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります） ●本人が死亡したとき

各手当

障がいのある方及び障がいのある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。特別障害者手当、障害児福祉手当については保健福祉課、特別児童扶養手当については民生課にご相談ください。

住民健診

鹿部町の住民健診は、個別健診と集団健診の2通りの方法で行います。受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。

個別健診

個別健診については、保健福祉課までお問い合わせください。

集団健診

集団健診については、各健診日が近くなりましたら広報折込チラシ等でお知らせいたします。

内容	対象者	備考
特定健診	鹿部町国民健康保険加入者で40歳～74歳の町民	
一般健診	20歳～39歳の町民	
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度に加入している町民	
胃がん検診	40歳以上の町民	
大腸がん検診	40歳以上の町民	
肝炎ウイルス検診	40歳以上の町民	
前立腺がん検診	50歳以上の男性町民	
エキノコックス検査	20歳以上の町民	●少なくとも5年に1度の受診をお勧めいたします。集団健診のみとなります。
骨粗しょう症検診	40歳～70歳の女性町民	●集団健診と同時実施します。
乳がん検診	40歳以上の女性町民 ※検診実施年度が西暦で偶数年の場合：西暦で偶数年生まれの方が対象 検診実施年度が西暦で奇数年の場合：西暦で奇数年生まれの方が対象	●2年に1度の受診となります。
子宮がん検診	20歳以上の女性町民 ※検診実施年度が西暦で偶数年の場合：西暦で偶数年生まれの方が対象 検診実施年度が西暦で奇数年の場合：西暦で奇数年生まれの方が対象	
結核・肺がん検診	結核：65歳以上の町民 肺がん：40歳以上の町民	
歯科健診	40歳～74歳の町民、妊婦	●健診場所は、岩井歯科医院です。
後期高齢者歯科健診	後期高齢者医療制度に加入している町民	●健診場所は、岩井歯科医院です。
簡易脳検診（脳ドック検診）	30歳以上の町民	3年に1度の検診となります。 心臓ペースメーカーや脳動脈クリップなど体内に金属が埋め込まれている方（人工関節の場合は主治医の許可が必要）、脳血管疾患等で治療歴のある方又は医療機関で経過観察中の方、妊娠されている方は対象外です。
胃がんリスク検診	40歳以上の町民	次の項目に1つでも該当する方は検査の数値が正確に出ないため検診を受けることはできません。 ①胃、食道、十二指腸疾患で治療中や経過観察中の方 ②胃、食道に症状（痛み、もたれ、胸やけなど）がある方 ③胃を切除した方（内視鏡的切除も含む）、胃酸を抑える薬を服用中の方 ④すでにピロリ菌の除菌をした方 ⑤人工透析中の方、腎機能の悪い方





子育て支援

👉 手当・助成など

母子健康手帳の交付 ㊦ 保健福祉課 ☎7-5291

妊娠したと思ったらできるだけ早く医療機関を受診しましょう。
そして医師もしくは助産師の診察により妊娠がわかったら鹿部町子育て世代包括支援センターに届出し、母子健康手帳をもらいましょう。

交付場所	鹿部町子育て世代包括支援センター ☎ :7-5291 FAX:7-7778
交付時間	月曜日～金曜日(年末年始・祝日は除く) 8:45～17:30
必要なもの	医療機関が発行した「妊娠届出書」、印鑑

妊産婦健康診査 ㊦ 保健福祉課 ☎7-5291

鹿部町では、妊婦さんが適切な時期に妊婦健診を受け、安心して出産を迎えられるよう妊婦・産婦健診の費用の一部を助成しています。

1. 交付枚数

- ①妊婦健康診査 一般健診14回分、超音波検査11回分(助産院でも使用できます。)
- ②産婦健康診査 2回分(産後2週間前後・産後1か月前後)5,000円を上限に助成します

2. 転入された方について

転入されてきた妊婦さんについては、妊娠週数に応じて交付いたしますので、事前に鹿部町子育て世代包括支援センターまでご連絡の上、お越しく下さい。

不妊治療費助成事業 ㊦ 保健福祉課 ☎7-5291

不妊治療を行っている方の経済的な負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部を助成しています。

1. 対象者

夫婦ともに鹿部町に住民登録のある方で、治療終了後も鹿部町に住所を有し、生活する見込みのある方

2. 助成内容

- 特定不妊治療
医療費の自己負担額(北海道の助成金がある場合は、それを差し引いた残高)のうち、1回につき上限20万円までを、通算5年間で10回まで助成
- 一般不妊治療
医師が必要と認めた不妊治療にかかる検査及び治療に要した医療費を1年度あたり上限10万円まで、通算5年間助成

不育症治療費助成事業 ㊦ 保健福祉課 ☎7-5291

不育症治療を行っている方の経済的な負担を軽減するため、不育症治療に要する費用の一部を助成しています。

1. 対象者

2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方のうち、夫婦ともに鹿部町に住民登録していて、治療終了後も鹿部町に住所を有し、生活する見込みがある方

2. 助成内容

医療費の自己負担額(北海道からの助成金がある場合は、それを差し引いた残額)のうち、1回の検査・治療につき上限10万円までを助成

産前・産後サポート事業 ㊦ 保健福祉課 ☎7-5291

妊娠、出産、子育てに関するサポートとして、保健師等が家庭訪問や相談支援を行います。対象は、妊婦さんと産後4か月ごろまでのお母さんと赤ちゃん。利用料は、無料。

産後ケア事業 ㊦ 保健福祉課 ☎7-5291

出産後に家族などから十分な家事や育児などの支援が受けられず、支援を必要とするお母さんが、安心して子育てできるように、産科医療機関に宿泊することで、心身のケア、育児支援を行います。

1. 利用料

1泊2日で7,200円(町民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)
2泊目以降は、1泊につき3,600円追加で最大7日間利用可能

2. 対象

産後1か月までのお母さんと赤ちゃん

お誕生祝い品贈呈事業 ㊦ 保健福祉課 ☎7-5291

通称しかべビーボックス贈呈事業。本町の次世代を担うお子さんの誕生を祝福して、記念品やベビー用品を贈呈します。



新生児聴覚検査

保健福祉課 ☎7-5291

実施時期等

出生後1週間以内に出生した医療機関で実施。実施できない場合は、原則として退院後、生後3か月以内に他の医療機関等で実施。

助成回数

1人につき1回(初回検査費用(上限10,000円)のみの助成となります。)

検査方法

自動ABR、OAEで検査をした場合

※受診票は住民票のある市町村で発行されたもののみ有効です。転出される場合は、必ず未使用の受診票を返却してください。

※受診票が使用できない場合

北海道内の協定を締結していない医療機関や、北海道外の医療機関を受診した場合には、申請により償還払いをいたします。医療機関に一旦費用を支払い、後日、鹿部町子育て世代包括支援センターにて早めに手続きを行ってください。

子ども医療費助成制度

民生課 ☎7-5290

18歳年齢到達後最初の3月31日までのお子さんに対して、保険適用された医療費の自己負担分を助成します。

対象となる方

鹿部町にお住まいのお子さんが対象となります。

助成内容

道外で治療を受けた場合は、一旦支払いをしていただくから、鹿部町に届出いただくことにより助成を行います。

必要な書類(医療費の助成を申請する場合)

受給者証、健康保険者証、領収書、印鑑、申請される方の振込先口座番号

奨学資金制度

生涯学習課 ☎7-7211

対象となる方

高等学校、大学、短期大学、高等専門学校等に在学し、又は進学を希望する方が対象となります。

貸与額

在学又は進学を希望する学校種により20,000円から30,000円を貸与します。

申請方法

奨学金を必要とする前年度3月25日までに申請書およびその他必要な書類を教育委員会生涯学習課へ提出してください。

準要保護就学支援費制度

生涯学習課 ☎7-7211

対象となる方

鹿部町立小中学校に在籍する児童生徒のうち、経済的理由等により就学が困難な者の保護者が対象となります。

支給額

新入学用品費、学用品費、修学旅行費等対象となる費用を支給します。

申請方法

申請書のほか必要な書類を在籍する学校に提出してください。

鹿部町立幼稚園保育料等減免及び給食費扶助制度

生涯学習課 ☎7-7211

対象となる方

鹿部町立幼稚園に在籍し、生活保護世帯、非課税世帯又は兄弟が準要保護に該当する世帯

減免又は扶助されるもの

入園料、給食費の全額又は1/2の額

申請方法

申請書を幼稚園に提出してください。

保護者負担軽減事業

生涯学習課 ☎7-7211

対象となる方

鹿部町立幼稚園、小中学校に在籍する園児児童生徒の家庭が対象となります。

保護者負担が軽減されるもの

①幼稚園、学校で使用する学習用教材を完全に無償化します

※教具、見学学習、給食費等は対象外です。

②スポーツ振興センターの掛金に係る全額を助成します

③宿泊研修に係る費用の半額を助成します

④実用英語検定に係る検定料の半額を助成します

オンライン学習環境整備事業

生涯学習課 ☎7-7211

対象となる方

鹿部町立学校に在籍する児童生徒が対象となります。

貸与する物

①タブレット端末(全家庭へ貸与)

②Wi-Fiルーター(通信環境がない又は制限のある家庭)

貸与期間

小学校入学から中学校卒業までの期間



子どもは成長するまでにたくさんの病気にかかります。たいていは軽い風邪くらいですみますが、中にはかかると重い症状が出て、後遺症の心配や命にかかわるこわい病気もあります。病気や重症化を防ぐために「転ばぬ先の杖」として免疫をつくっておくのが予防接種です。

感染症からお子さんの命を守るための大切な機会ですので、ぜひ接種期間内に受けましょう！

定期接種

法律に基づいて実施する予防接種で、全て無料です。詳細は個別通知いたします。

予防接種の種類 (対象の病気)	標準的な接種期間 (対象年齢)	回数	備考
B型肝炎	1回目:生後2ヶ月 2回目:生後3ヶ月 3回目:生後7~8ヶ月 (対象年齢:出生後から生後12月未満)	3回(27日以上の間隔において2回、更に1回目の接種から20~24週経過した後3回目を接種する)	
ロタ (ロタウイルス胃腸炎)	1価:初回接種は生後2月~生後14週6日 (対象年齢:生後6週~生後24週) 5価:初回接種は生後2月~生後14週6日 (対象年齢:生後6週~生後32週)	1価:4週あけて2回 5価:4週あけて3回	R2年10月より定期対象
ヒブ (細菌性髄膜炎等)	初回(接種開始):生後2月~生後7月未満 追加:初回終了後7月~13月 (対象年齢:生後2月以上生後60月未満) ※生後7月未満に初回接種が未接種の場合 ①生後7ヶ月以上12ヶ月未満 ②1歳以上5歳未満	初回:27日~56日の間隔で3回 (生後12月に至るまで) 追加:1回 ①初回2回(生後12月に至るまで) +追加1回 ②1回	
小児用肺炎球菌 (細菌性髄膜炎等)	初回(接種開始):生後2月~生後7月未満 追加:生後12月~生後15月未満、初回の3回目から60日以上の間隔を空けて (対象年齢:生後2月以上生後60月未満) ※生後7月未満に初回接種が未接種の場合 ①生後7ヶ月以上12ヶ月未満 ②1歳以上2歳未満 ③2歳以上5歳未満	初回:27日以上の間隔で3回 (2回目は生後12月に至るまで、3回目は生後24月に至るまで) 追加:1回 ①初回2回(生後24月に至るまで) +追加1回 ②2回(60日以上の間隔で) ③1回	
四種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)	1期初回:生後3月~生後12月未満 1期追加:1期初回接種(3回)終了後12月~18月未満 (対象年齢:生後3月以上生後90月未満)	1期初回:20日~56日の間隔で3回 1期追加:1回	2期は11歳~12歳(小学校6年生)時に、1回、追加免疫として接種します。
BCG (結核)	生後5月~8月未満 (対象年齢:生後~1歳未満)	1回	
麻しん風しんワクチン (はしか、風しん)	1期:生後12月~生後24月未満 2期:5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間	1期:1回 2期:1回	
水痘 (みずぼうそう)	1歳以上3歳未満の未罹患者	2回(3月以上、標準的には6月から12月の間隔で)	
日本脳炎	1期初回:3歳で2回 1期追加:4歳で1回 2期:9歳で1回 (対象年齢:1期は生後6月~生後90月未満、2期は9歳以上13歳未満の者)	1期初回:2回(1~4週の間隔で) 1期追加:1回(初回終了後12月) 2期:1回	

その他

町拡大事業として、15歳以下で中学3年生までのお子さんにインフルエンザワクチン接種費用を助成しています。助成額は2回の接種で4,000円までとなっています。





ごみ

☎ 民生課 ☎7-5290

詳しい分別方法や収集日などの情報は「ゴミの分け方・出し方ガイドブック」でご確認ください。ガイドブックは民生課窓口で配布しているほか、町公式ホームページからダウンロードすることができます。

☞ 町が収集するごみ

燃やせるごみ	指定ゴミ袋(青色)	生ゴミ(野菜・果物くず、魚の骨など)、紙くず類(ちり紙、シュレッダーくずなど)、草木類(割り箸、雑草、剪定木など)、ゴム・革類(ゴム手袋、財布など)、繊維類(布切れ、下着など)、プラスチック類(歯ブラシ、おもちゃなど)、油類容器類(食用油の容器など)など
燃やせないゴミ	指定ごみ袋(赤色)	金属類(鍋、鉄くずなど)、ガラス類(コップ、電球など)、陶磁器類(茶碗、花瓶など)、小型電化製品(カメラ、ラジオなど)、大きな貝殻(ホタテ、ホッキなど)、直径が9cmを超える缶・大きな缶(ミルク缶、お菓子の缶など)など
空き缶	指定ごみ袋(緑色)	♻️や♻️のあるもの(ビールやジュースなどの飲料の缶、缶詰の缶)
空き瓶	指定ごみ袋(黄色)	酒・ジュースなどの飲料のビン、酢・ドレッシングなどの調味料のビン、ジャム・インスタントコーヒーなどのその他のビン
ペットボトル	指定ごみ袋(橙色)	♻️のあるもの(ジュース・焼酎などの飲料のペットボトル、醤油・みりんなどの調味料のペットボトル)
発泡スチロール・白色トレイ	指定ごみ袋(白色)	白色のトレイ(色や柄がついていないものに限る)、発泡スチロール
プラスチック製容器包装	指定ごみ袋(紫色)	商品が入っているもの(容器)、商品を包んでいるもの(包装)でプラスチック製のものです。対象となるものには♻️がついています。 袋類(レジ袋など)、パック・カップ類(弁当の容器、プリンなどの容器など)、ボトル容器類(シャンプーなど)、シート類(商品を包んでいる保護用のシートなど)
新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック	ひもで束ねて	新聞紙、チラシ類、雑誌、段ボール、紙パック
その他紙類	指定ごみ袋(深緑色)	新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック以外の紙類(紙製の容器(対象となるものには♻️がついています。)、コピー用紙、カレンダーなど)
粗大ごみ	予約制 (最終処分場 ☎7-3584)	「燃やせるゴミ」「燃やせないゴミ」で、大きいものやかさばるもの(1辺が30cm以上のもの) 家具類、プラスチック類、電化製品、ゴム・革類、寝具・敷物類、繊維類など
電池	公共施設にある専用回収ボックスにお持ちください	使用済電池

☞ 町では収集できないごみ

区分	種類	出し方
家電リサイクル法対象製品	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	①購入したお店又は購入するお店に引き取ってもらう ②家電小売店又は町許可業者に引き取りをお願いする ③メーカー引き取り場所へ自分で持ち込む
パソコン		パソコンメーカーのリサイクル受付へ申し込む
処理が困難なもの、有毒性・危険性のあるもの	タイヤ、ピアノ、ドラム缶、劇薬・毒薬などの薬品類及びその容器など	販売店、取扱業者又は処理業者へ依頼してください。
医療器具(在宅医療で使用した医療器具)		医療機関にご相談ください。
事業活動に伴うゴミ(漁業や自営業に伴うゴミも含まれます)		一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者に依頼してください。



家庭用生ごみ減容化容器等購入費補助

問 民生課 ☎7-5290

コンポスター容器等及び機械式生ごみ処理機を町内にある販売店から購入すると、購入金額の一部を町が補助します。

- 補助金の対象となる減容化容器
 - ①コンポスター容器等(100ℓ以上230ℓ以下)【1世帯あたり2基まで】
 - ②機械式生ごみ処理機【1世帯あたり1基まで】
 - 補助金の交付対象者
 - ①町内に住所を有し、かつ、居住していること
 - ②町内にある販売店から購入していること
 - ③購入した容器又は処理機を常に良好な状態で維持管理できること
 - 補助金額
 - ①コンポスター容器等:購入金額の2分の1で上限が3,000円
 - ②機械式生ごみ処理機:購入金額の2分の1で上限が40,000円
- ※補助金は100円未満切り捨てとなります。

飼い主の手続き

問 民生課 ☎7-5290

- 犬の登録手続き
犬を飼われた方又は町外から転入された方は届出が必要ですので、民生課窓口で手続きしてください。
- 狂犬病予防注射
町では狂犬病予防注射を町内各所において年2回、毎年5月頃に実施しています。犬の登録を済ませている方には毎年5月上旬頃に案内を送付しています。(生後3か月以上の犬は、予防注射を年1回受けさせることが義務付けられています。)

水道の手続き

問 建設水道課 ☎7-5290

- 水道の使用を開始、一時休止、中止をしようとするときは届出が必要です。
- 開始、一時休止、中止する日の前日(翌日が休日の場合は、直前の平日)までに建設水道課で手続きをしてください。休日、夜間は作業を行いませんので、ご了承ください。(受付は、休日、祝日、年末年始を除く午前8時45分から午後5時30分まで)
- 鹿部町の水道料金は、前月の使用水量を検針する「後払い方式」です。
- 料金の支払いには、便利な「口座振替」をご利用ください。口座振替での支払いを希望する場合は、町内の金融機関「郵便局」・「渡島信用金庫鹿部支店」・「鹿部漁業協同組合(マリンバンク)」で手続きしてください。

公営住宅

問 建設水道課 ☎7-5290

- 公営住宅には、入居対象別に次のとおり2つの種別があります。
- 公営住宅、特定公共家賃住宅
- 入居を希望される方は、申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、本人または代理人が役場建設水道課窓口までお申し込みください。申込書は窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

空き家バンク

問 建設水道課 ☎7-5290

町内にある空き家、空き地等を所有者の方に登録していただき、購入、賃貸を希望する方へ情報を提供します。町のホームページでも物件情報を見ることができます。

除雪

問 建設水道課 ☎7-5290

- 除雪出動基準は、降雪10センチメートル以上又は10センチメートル以上の降雪が見込まれる場合や、吹き溜まりが発生した場合に行っています。ただし、視界不良や通勤通学の時間帯などと重なった場合は、時間帯を調整することがあります。
- 路上駐車は除雪作業に大きな支障となりますので、路上駐車はやめましょう。
 - 除雪車は大型重機ですので接触すると大きな事故につながります。絶対に近づかないでください。
 - 車道へ雪を出すことで道路が凸凹になり交通事故の原因となります。車道への雪出しはやめましょう。
 - 除雪車の構造上、路肩や自宅の出入り口に残雪が発生します。各家庭で除雪していただくようご理解とご協力をお願いします。



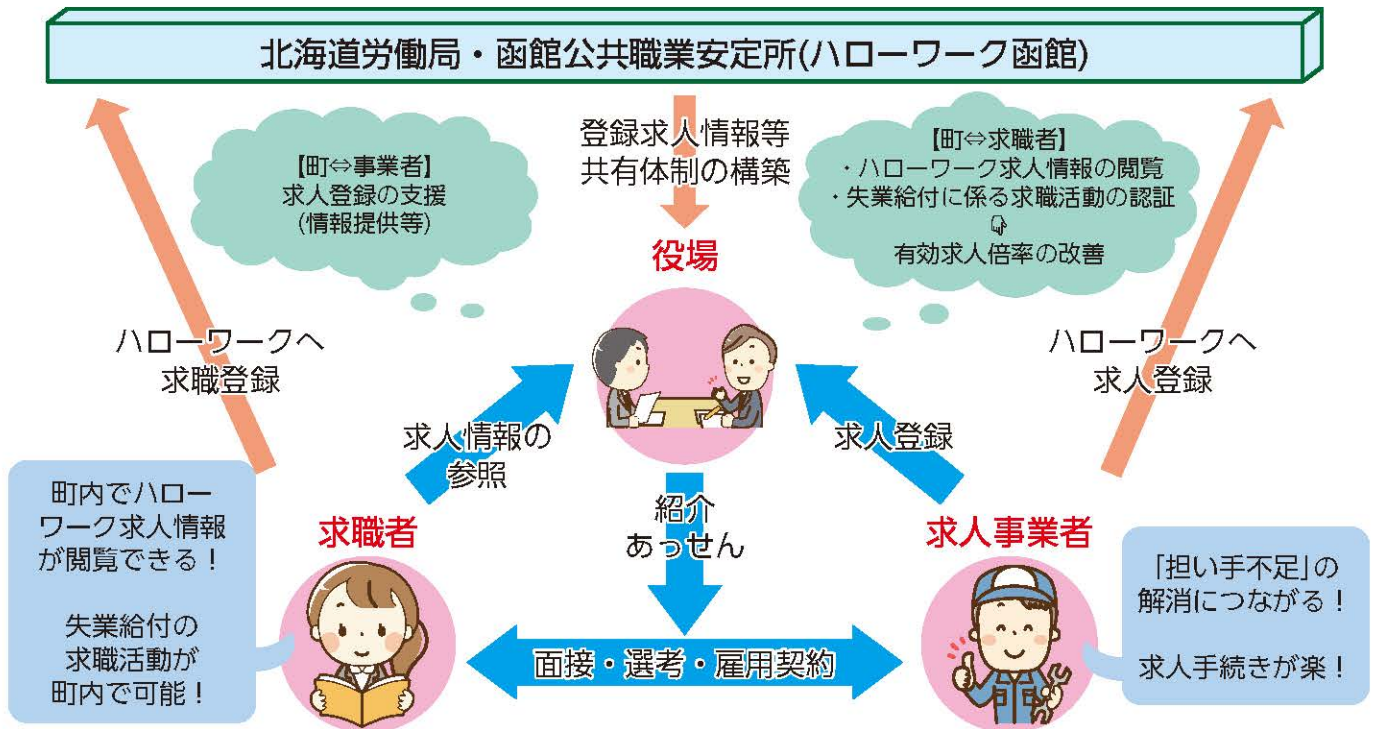


就労

鹿部町地域就労サポートセンター

☎ 水産経済課内 ☎7-5298

町内事業所の人材確保、町民の雇用機会の拡大及び町内への定住促進を図ることを目的に、無料職業紹介事業や求人情報の提供



サポート内容

- 求職者への職業紹介及び求人者への求職者紹介に関する事。
 - ⇒ 無料職業紹介事業(人材マッチング)
 - 求人情報の収集及び提供に関する事。
 - ⇒ ハローワークインターネットサービスを活用した求人情報の提供
 - ⇒ 各種求人情報誌の提供
 - ⇒ 失業給付に係る求職活動認定
 - 北海道労働局、函館公共職業安定所及び南渡島通年雇用促進支援協議会等の関係機関との連絡調整に関する事。
 - ⇒ 関係機関が実施する就労支援事業等受付及び情報提供
 - ⇒ 関係機関との連絡調整
 - その他就労支援に関する事。
 - ⇒ 求人票等の届出支援及び啓発
- 鹿部町地域就労サポートセンター(役場水産経済課内)
電話7-5298



編集後記

「鹿部町 暮らしの便利帳」は、鹿部町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として鹿部町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「鹿部町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、鹿部町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「鹿部町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和3年9月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

鹿部町 暮らしの便利帳

令和3年9月発行

発行

鹿部町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3
TEL.03-5275-5022

広告販売

株式会社サイネックス 札幌支店
〒001-0010 北海道札幌市北区北10条西1丁目10-1
TEL.011-737-7167

※掲載している広告は、令和3年9月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



鹿部町

暮らしの便利帳

2021